

まちづくりニュース

都市建設部市街地整備課

事業計画変更案と工作物等の補償に関する個別説明会の案内等について

今号は、加木屋中部土地区画整理事業の事業計画第1回変更案と工作物等の補償に関する個別説明会等についてお知らせします。

○ 事業計画第1回変更内容について

本事業は、令和3年3月22日の事業計画決定後、道路・調整池等の詳細設計や補償調査等を行い、それらを反映させるため事業計画の第1回変更を行います。

変更内容	変更の主な要因
資金計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計や建物等の補償調査結果の反映 ・ 国庫補助金の導入
設計図の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画道路、緑地等の配置の見直し

【総事業費】

変更前 47.2 億円	>	変更後 65.9 億円
----------------	---	----------------

【平均減歩率】

変更前 37.25%	>	変更後 37.23%
---------------	---	---------------

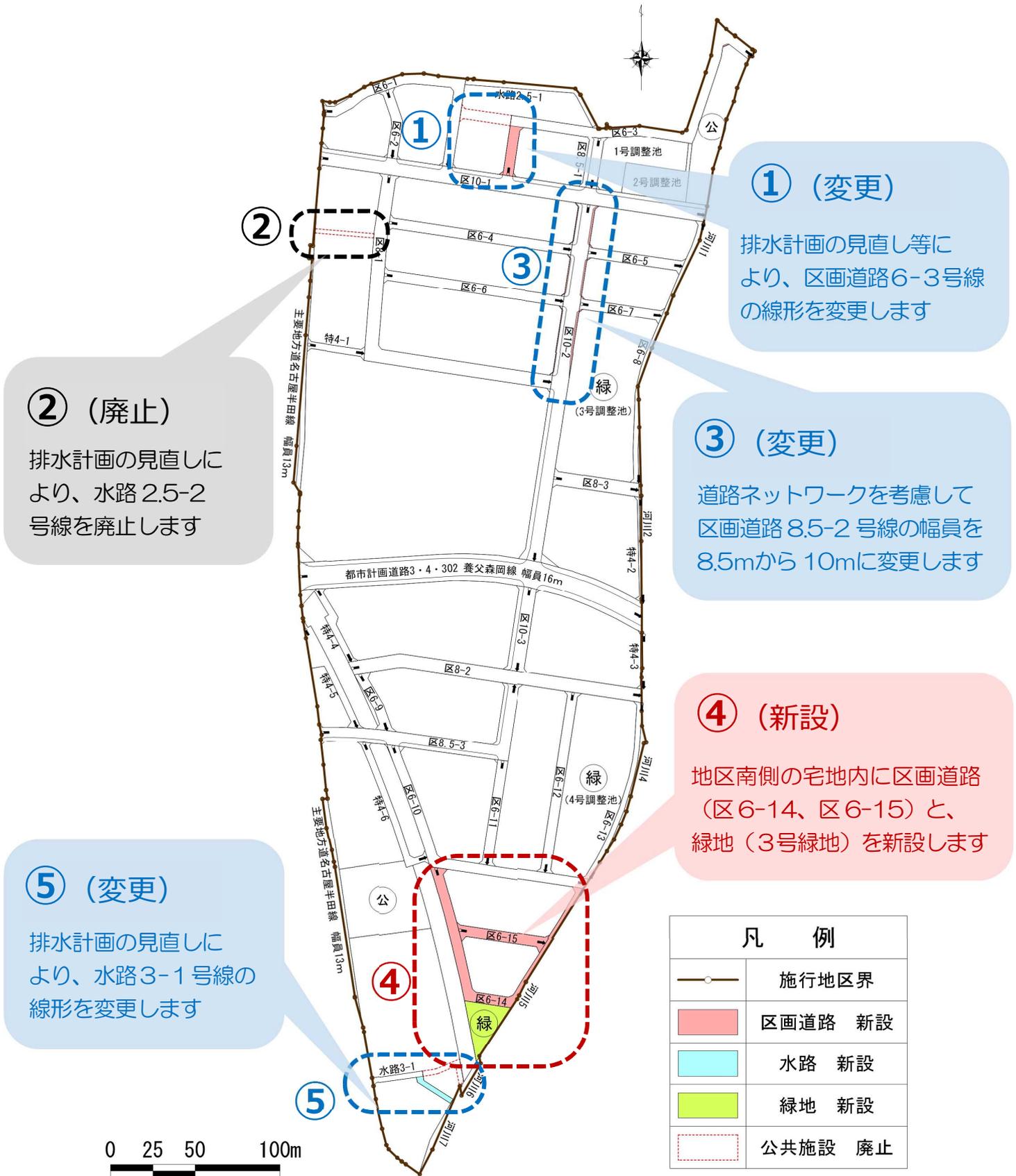
- ※ 変更前後による減歩率に大きな変更はありません。
 ※ 上記は、地区全体の平均減歩率であり、地権者の皆様の減歩率は個々に異なります。

○ 事業計画第1回変更案の縦覧について

事業計画第1回変更案の縦覧を行います。

縦覧期間及び縦覧場所は、関係機関との協議が整い次第、市の広報等に掲載します。

【設計図 ※主な変更箇所】



① (変更)

排水計画の見直し等により、区画道路6-3号線の線形を変更します

③ (変更)

道路ネットワークを考慮して区画道路8.5-2号線の幅員を8.5mから10mに変更します

④ (新設)

地区南側の宅地内に区画道路(区6-14、区6-15)と、緑地(3号緑地)を新設します

② (廃止)

排水計画の見直しにより、水路2.5-2号線を廃止します

⑤ (変更)

排水計画の見直しにより、水路3-1号線の線形を変更します

凡 例	
	施行地区界
	区画道路 新設
	水路 新設
	緑地 新設
	公共施設 廃止

○ 工作物等の補償に関する個別説明会の案内について

【個別説明会】

日程：令和5年（2023年）
1月16日（月）～20日（金）（予定）

会場：加木屋コミュニティーセンター 他

内容：独立工作物、立竹木の補償に関する説明

土地区画整理区域内において、独立工作物（※1）及び立竹木をお持ちの方（建物所有者等を除く）を対象に、補償に関するご説明を行います。

日程や会場は左記のとおりです。

個別の日時や会場等、詳細の案内は、別途対象者あてに郵送しますのでご確認ください。

（※1 住宅敷地以外にある駐車場、小屋、看板等）

○ 農業用水の停止等について

工事の進捗に合わせて、令和5年4月から土地区画整理区域内の農業用水の供給を停止する予定です。そのため、農業用水のご利用可能な時期は、令和5年3月までを予定しています。

愛知用水に係る経常賦課金につきましては、令和5年度分まで組合員の皆様でお支払いをお願いします。農地転用に伴う農地転用等地区除外決済金は、土地区画整理事業に起因するものであるため、令和5年度内に市が負担します。

○ 使用収益停止に伴う損失補償費について

土地区画整理事業に係る工事等によって、令和5年4月より順次、皆様の土地の使用を停止していきます。土地が使用できない期間にあっては、損失補償費をお支払いします。

農地だけでなく、雑種地（例：駐車場）等に対してもお支払いします。

損失補償の詳細については、改めて個別に文書等にてご連絡します。

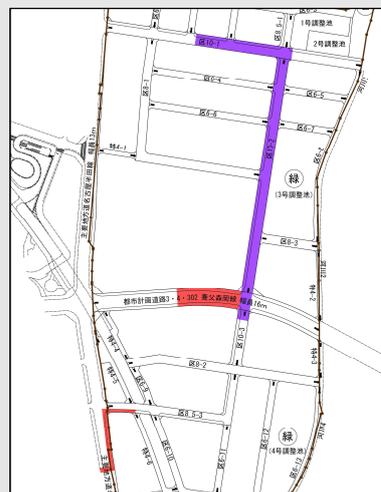
－ 工事のお知らせ －

「土地区画整理事業における工事のお知らせ（令和4年9月発行）」でもお知らせしたとおり、今年度より土地区画整理事業の工事に着手しております。

皆さまには、大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

凡 例	施工業者
 農水管移設工事 工期 令和5年1月31日迄（予定）	株式会社八島建設
 道路・排水路築造工事 工期 令和5年3月15日迄（予定）	株式会社磯部組

令和4年度工事予定箇所図



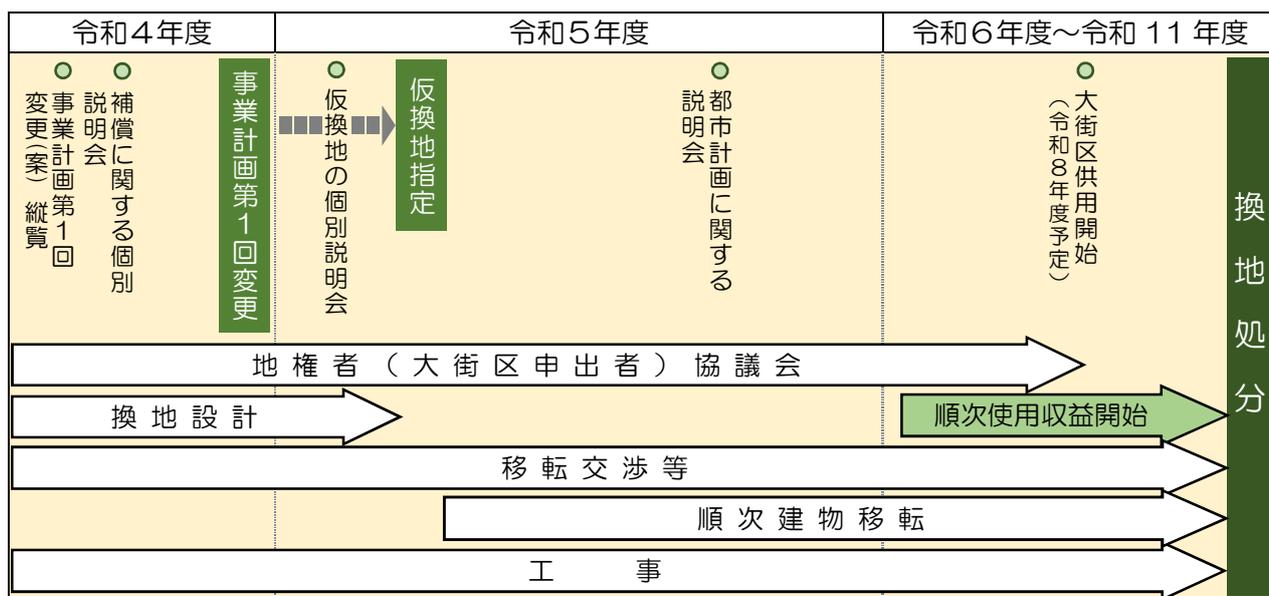
○ 今後のスケジュール

令和3年度より、換地設計、工事設計、補償調査等を進めており、事業計画第1回変更は令和5年3月頃を予定しています。その後、令和5年6月頃に仮換地指定を行い、工事を本格的に開始します。

なお、仮換地指定は、事業計画変更後となるため、事業計画第1回変更案について意見書の提出があった場合、仮換地指定の時期が遅れることになります。

仮換地指定前には、皆様の仮換地の位置・形状等について個別にご説明します。

今後のスケジュール（予定）



○ 中心街整備事務所案内図



相続が発生した場合や土地の売買によって権利が異動した場合、住所の変更等が生じた場合は、届出や申告をお願いしております。
該当する方は、お気軽に下記問合せ先までお問い合わせください。

問合せ先

東海市役所都市建設部市街地整備課（中心街整備事務所内）
 【住 所】 〒477-0031 東海市大田町東畑 119 番地
 【E-mail】 shigaichi@city.tokai.lg.jp
 【電話番号】 0562-33-7761 【FAX】 0562-33-7775